



2025年5月14日

各 位

会社名 株式会社ヤマウラ
代表者名 代表取締役社長 山浦 正貴
(コード：1780 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 執行役員 経営戦略室
統括マネージャー 石川 浩
(TEL：0265-81-5555)

当社取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役ならびに国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象に、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

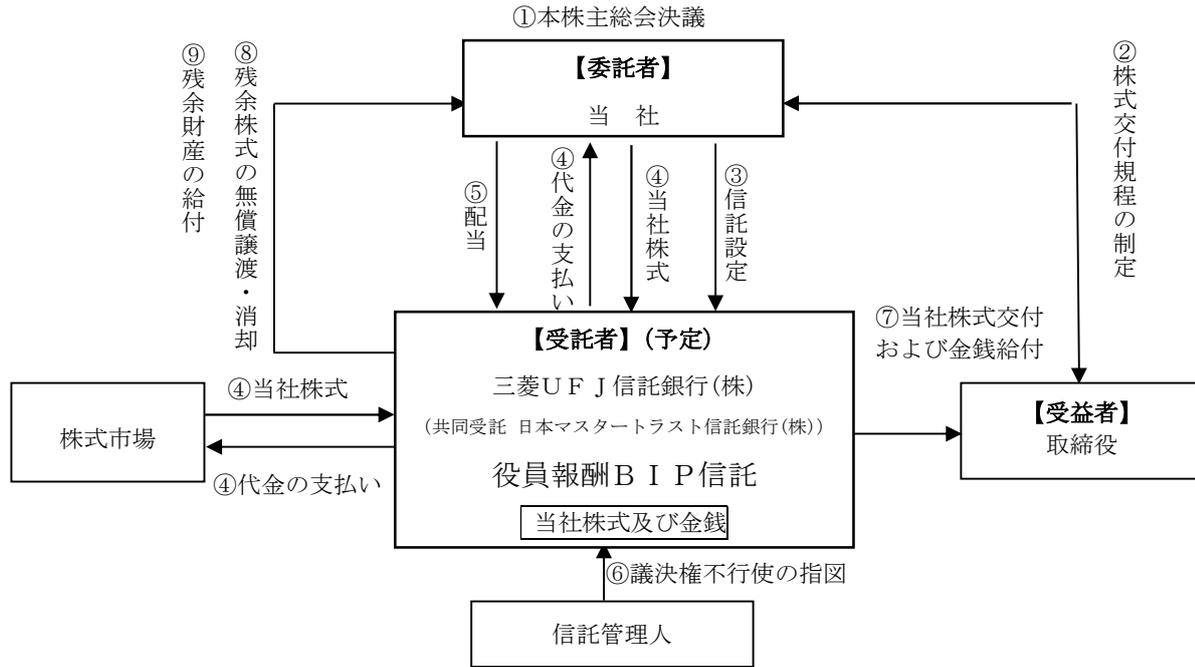
これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について2025年6月26日開催予定の第66回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において本制度の導入に関する議案の承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。これは、取締役の役位等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役に交付または給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。
- (4) 当社は、役員報酬にかかる手続きの公平性と透明性の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。本制度の導入については、指名・報酬委員会の審議を経ております。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を抛出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とするBIP信託を設定します。
- ④ BIP信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。BIP信託が取締役に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ BIP信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位等に応じて、毎年取締役に一定のポイントが付与され、当該ポイントを累積します。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、付与されたポイント数のうち一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従いBIP信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとしてBIP信託を継続するか、BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ BIP信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属します。また、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- （注） なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、BIP信託に対し追加で金銭を抛出する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、BIP 信託が当社株式を取得し、BIP 信託を通じて役位等に応じて取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2025年8月（予定）から2028年8月（予定）までの約3年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)の通り信託期間の延長を行うことがあります

(3) 信託金額及び BIP 信託による当社株式の取得方法

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象とし、当初の対象期間は、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までとします。

当社は、対象期間毎に拠出する信託金の上限を87百万円としたうえで、かかる信託金を拠出し、取締役を受益者とする信託期間3年間のBIP信託を設定します。BIP信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、当該取締役の退任時に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等をBIP信託から行います。

なお、BIP信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、BIP信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長します。当社は延長された信託期間毎に、株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、BIP信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、株主総会で承認を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更および追加信託を行わない場合は、それ以降、取締役に対するポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、BIP信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役に交付等が行われる当社株式等

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位等に応じて付与されるポイント数により定まり、取締役の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント数」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントにつき当社株式1株とし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および

BIP 信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

BIP 信託の信託期間中に取締役に対して付与されるポイント数の上限は、90,000 ポイントとし、信託期間中に取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数である 90,000 株とします（以下「上限交付株式数」といいます。）。

なお、上限交付株式数は、上記(3)の信託金の上限を踏まえて、過去の当社の株価水準や動向等を参考に設定しております、現在の当社の取締役に対する報酬支給水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

(5) 取締役への当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、取締役の退任時に、(4)に基づき算出される累積ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を BIP 信託から受けるものとします。このとき、当該取締役は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り上げ）について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については、BIP 信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを BIP 信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が BIP 信託から換価処分金相当額の給付を受けるものとします。また、取締役が国内非居住者となった場合には、その時点までの累積ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを BIP 信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額について、BIP 信託から給付を受けるものとします。

(6) BIP 信託内の当社株式に関する議決権行使

BIP 信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(7) BIP 信託内の当社株式に係る配当の取扱い

BIP 信託内の当社株式にかかる配当は、BIP 信託が受領し、BIP 信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合は、本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとして BIP 信託を継続利用する場合、取締役に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により BIP 信託を終了する場合には、BIP 信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた BIP 信託内の当社株式に係る配当金の残余は、BIP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により BIP 信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分について、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 2025年8月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2025年8月（予定）～2028年8月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2025年8月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 87百万円(予定)（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上